

所得税の確定申告が必要な人

☎ 小松税務署 ☎22・1171

- 給与所得者で ①給与収入が2,000万円を超える人 ②給与以外の所得が20万円を超える人 ③2カ所以上の給与があり、主たる給与以外の収入金額と他所得の合計が20万円を超える人
- 年金所得者で ①公的年金等の収入が400万円を超える人 ②公的年金等以外の所得が20万円を超える人
- 営業・農業・不動産などの所得がある人
- 土地・建物・株式などの譲渡所得があり、所得税を納める必要がある人
- 生命保険返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある人
- 所得税が源泉徴収されており、各種控除により還付を受けたい人(雑損控除・医療費・寄附・住宅ローンなど)

など

税理士(北陸税理士会小松支部)による 無料申告相談

対象者は小規模納税者(前年分所得金額が300万円以下の事業所得者)、給与所得者、年金受給者などです。
とき 2月23日(火・祝)10時~12時、13時~16時
ところ アル・プラザ小松1階 レバリーホール

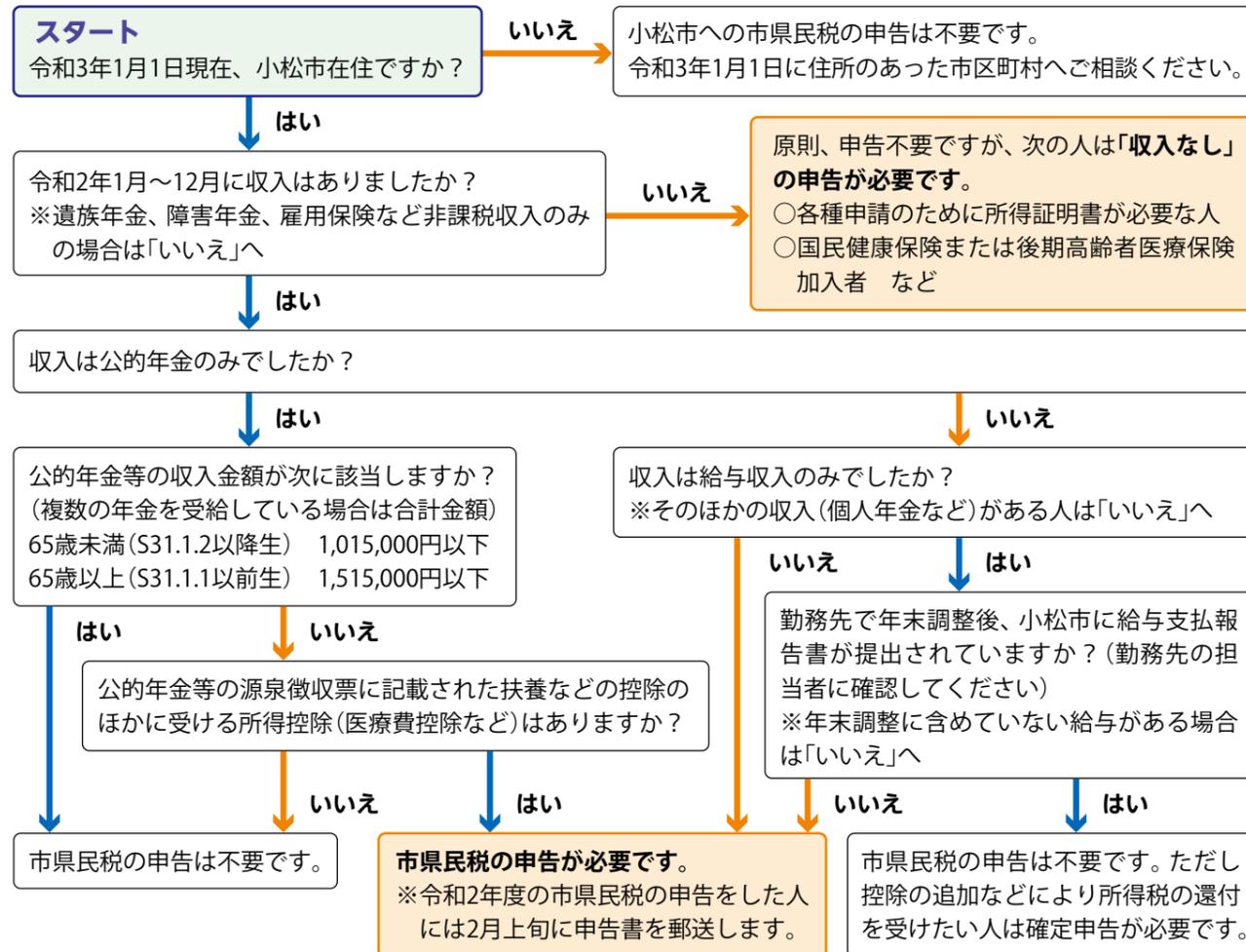
① 上場株式等の所得がある人へ

所得税と市県民税で異なる課税方式を選択することもできます。
市県民税に関する納税通知書が送達されるまでに市県民税の申告書を提出しなければ、市県民税には反映されませんので、ご注意ください。

市県民税の申告が必要な人

☎ 税務課 ☎24・8030

確定申告をする必要がない人でも、令和3年1月1日現在小松市に居住している人は、原則として「市県民税の申告」が必要です。次のフローチャートに沿って、申告が必要かどうか確認をお願いします。※所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告の必要はありません。



令和3年度 令和2年分 市県民税の申告・所得税の 確定申告のお知らせ

2/16
から

申告期間・申告会場

申告期間 2月16日(火)~3月15日(月)9時~16時(土・日曜日、祝日を除く)
申告会場 ①市役所エントランスホール ※今年是小松サン・アビリティーズでの申告受付はありません。
②小松税務署(「入場整理券」が必要です。詳しくは小松税務署へお問い合わせください)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告会場の混雑緩和にご協力をお願いします。

市役所での申告受付は事前予約が必要になりました 予約受付 1月5日(火)9時から(予約がない人は受け付けできません)

インターネットまたは電話で
ご予約ください



◆インターネット予約

「小松市 申告予約」で検索または以下のQRコードから

小松市 申告予約 検索



◆電話予約

希望日時、氏名、住所、電話番号、所得の種類などをお伝えください。

予約専用ダイヤル ☎24・8208(平日9時~17時)

下記に該当する人は、市役所では申告できません。

- 事業所得(営業・農業・山林)や不動産所得のある人
- 土地や建物を売った人
- 株の売買・先物取引・仮想通貨の取引をする人
- 住宅ローン控除など住宅に関する特別控除を受ける人
- 災害などで雑損控除を受ける人
- 亡くなった人の申告をする人



該当する人は、電子申告(e-Tax)または
小松税務署での申告をお願いします。

☎ 小松税務署 ☎22・1171

インターネットや郵送での提出を お願いします

インターネット上で申告ができる電子申告(e-Tax)の利用
や、作成した申告書の郵送での提出にご協力ください。

確定申告(所得税の申告) 電子申告 郵送

▶1月4日(月)からパソコンやスマートフォンで電子
申告や申告書の作成ができます。



住民税申告(市県民税の申告) 郵送

▶1月5日(火)からパソコンで申告書の作成ができます。また、
令和2年度の市県民税の申告をした人には2月上旬に用紙を
送付します。

小松市 申告書作成 検索

還付申告は3月16日以降の 申告をご検討ください

所得税の還付申告は、5年以内であればいつ
でも申告が可能です。令和2年分の還付申告は、
令和7年12月31日まで税務署で申告できます。

〈還付申告の例〉

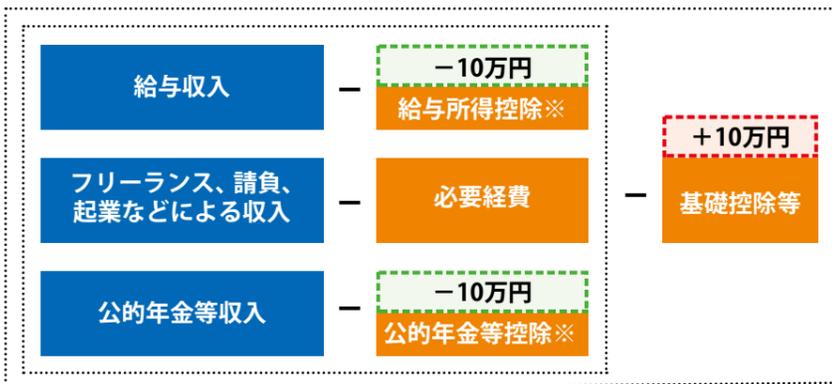
年末調整された給与所得者や公的年金受給
者で、医療費など各種控除の追加などにより
源泉徴収された所得税の還付を受ける場合など。
ただし、上場株式等の所得の申告などは3
月15日が申告期限です。ご注意ください。

令和3年度市県民税の主な変更点

令和3年度の変更点の一部を紹介します。詳しくは市ホームページをご覧ください。



基礎控除	基礎控除額が10万円引き上げられます。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える人は、その合計所得金額によって控除額が段階的に減少し、合計所得金額が2,500万円を超える人は、基礎控除の適用がなくなります。
給与所得控除	給与所得控除額が10万円引き下げられます。また、給与所得控除額の上限は195万円、その上限が適用される給与などの収入金額の上限が850万円に引き下げられました。なお、子育て世帯や介護世帯には負担が生じないよう、措置が講じられます。
公的年金等控除	公的年金等控除額が10万円引き下げられます。また、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、控除額の上限は195万5千円となります。
市県民税の非課税対象	市県民税が非課税となる合計所得金額要件が10万円引き上げられます。
扶養控除などの所得要件	同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、勤労学生の合計所得金額要件が10万円引き上げられます。



「ひとり親控除」創設 ・ 寡婦控除改正	<p>◎ひとり親控除について ひとり親控除(控除額30万円)が創設されました。</p> <p>対象 次の①～③全てに該当する人</p> <p>①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない。 ②生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる。 ③合計所得金額が500万円以下である。</p> <p>◎寡婦控除について 従来の寡婦控除を受けられる人の合計所得上限が500万円となりました。 ※いずれの控除も、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人は適用されません。</p>
------------------------------------	--

問い合わせ 【市県民税の申告】税務課 ☎24・8030 【所得税の確定申告】小松税務署 ☎22・1171

申告に必要な主なもの

- 認印(スタンプ式のものは使用できません)
- マイナンバーカード(または通知カード+運転免許証などの身分証明) ※郵送で提出する場合は写しを同封
- 収入(所得)が分かる資料(給与や年金の源泉徴収票、営業・農業・不動産の収支内訳書、報酬の支払調書など)
- 所得控除対象額が分かる資料(国民年金保険料控除証明書、生命保険料や地震保険料の控除証明書、健康保険税(料)の領収書、医療費控除の明細書(★)、寄附金の受領書、そのほか(障害者手帳など))
- 還付される税金がある人は、申告者名義の振込先口座が分かるもの(通帳など)

★医療費控除の明細書について

医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」をあらかじめ記入の上、申告会場へお持ちください。明細書の用紙は税務署、税務課窓口または市ホームページから取得できます。 ※医療費通知の再発行については、加入中の保険者にお問い合わせください。



医療費控除についての詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。



- 医療を受けた人
 - 支払先(病院、薬局など)
- ごとに医療費を合計して記載。

2 医療費(上記1以外)の明細

記載例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
国税太郎	A病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400 円
同上	B薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700
国税花子	C病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400

控除に関するお知らせ

■要介護認定者の障害者控除

障害者手帳を持っていないでも、介護保険の認定を受けている人は「障害者控除対象認定証」の交付を受けることで、障害者控除または特別障害者控除を申告できる場合があります。なお、すでに障害者控除対象者認定書を持っている人は、その認定区分が変更または消滅するまで有効です。

対象 市内在住の65歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の人で、認知症または寝たきりの状態が所定の基準を満たす人

申請方法 長寿介護課にある申請書を提出してください。審査の後、郵送で結果をお知らせします。

■医療費控除に伴うおむつ代の確認書

要介護認定を受けている人の令和2年に使用したおむつ代について、医療費控除を申告する場合は「確認書」の発行を申請してください。

対象 おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降の人のうち主治医意見書の内容が一定の要件を満たす人
※確認書が発行できない場合は、医師におむつ使用証明書を記載してもらってください。



☎ 長寿介護課 ☎24・8147